

徳島市火災予防条例（昭和37年徳島市条例第15号）第29条の8第1項の注意報（以下「林野火災注意報」という。）及び同条例第29条の9の火災警報（以下「林野火災警報」という。）の発令基準並びに林野火災注意報の発令中における火の使用の制限に関する努力義務の対象となる区域及び林野火災警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域を指定したので、徳島市火災予防条例施行規則（昭和37年徳島市規則第10号）第3条の規定に基づき告示します。

令和8年1月15日

徳島市長 遠藤 彰



1 林野火災注意報及び林野火災警報の発令基準

(1) 林野火災注意報

次のいずれかの条件に該当する場合に発することができる。

ただし、当日に降水及び積雪が見込まれる場合は、この限りでない。

ア 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

イ 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

(2) 林野火災警報

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合に発することができる。

(3) 発令対象期間

林野火災注意報及び林野火災警報の発令対象期間は、毎年1月から5月までとする。

ただし、気象状況によっては、この限りでない。

2 林野火災注意報の発令中における火の使用の制限に関する努力義務の対象となる区域及び林野火災警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域

内町地区、新町地区、西富田地区、東富田地区、佐古地区、津田地区、加茂名地区、八万地区、勝占地区、多家良地区、入田地区、上八万地区、国府地区

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。